

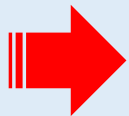
資料 1

女性活躍推進法と第4次男女共同参画計画について

女性活躍推進法と第4次男女共同参画基本計画

女性活躍推進法

- 平成27年9月4日公布・一部施行、平成28年4月1日完全施行
- 10年の時限立法
- 女性活躍の場の提供主体である事業主に対し、
 - ・事業主行動計画の策定
 - ・女性の活躍状況に関する情報公表を義務づけ
(※従業員300人以下の民間事業主については努力義務)



見える化

第4次男女共同参画基本計画 (H27.12.25 閣議決定)

- 男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成37年度末までの「基本的な考え方」並びに**平成32年度末まで**を見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるもの
- 男性中心型労働慣行等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実
- それぞれの重点分野において掲げる具体的な取組を総合的に実施することによって、**原則平成32年度末まで**に政府全体で達成を目指す水準として「**成果目標**」を定める

例)

25歳から44歳までの女性の就業率「77%」(平成32年)

上場企業役員に占める女性の割合「77%」(平成32年)

民間企業の課長相当職に占める女性の割合「15%」(平成32年度末)

男性の育児休業取得率「13%」(平成32年)

- 「成果目標」とは、政府全体で達成を目指す水準である。地方公共団体や民間団体など政府以外の場合には、政府がこれらの機関・団体等に働きかける際に、政府として達成を目指す水準として位置付けられるものである

男女共同参画社会の実現